

東日本大震災対策委員会運営要綱

〔平成 23 年 3 月 23 日
日本学術会議第118回幹事会決定〕

改正 平成 23 年 4 月 5 日日本学術会議第 119 回幹事会決定

改正 平成 23 年 4 月 8 日日本学術会議第 120 回幹事会決定

(設置)

第 1 東日本大震災対策委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 25 条に基づく委員会として幹事会に附置する。

(任務)

第 2 委員会は、東北地方太平洋沖地震に伴う震災に対する日本学術会議の取組に関する事項を審議する。

(組織)

第 3 委員会は、会長、副会長、各部の役員及び会長の指名する会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、平成 23 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

第 5 委員会に、次の表のとおり分科会をおく。

分科会	調査事項	構成	設置期限
放射線の健康への影響と防護分科会	福島第 1 原子力発電所の事故を起因とした放射線の健康へ影響と防護対策に関する事項について	若干名の会員又は連携会員	平成 23 年 9 月 30 日
被災地域の復興ブランド・デザイン分科会	被災地域の復興について、基本的考え方及び都市基盤、環境保全・防災、危機管理システムなどの全般にわたる総合的プランに関する事項について	若干名の会員又は連携会員	平成 23 年 9 月 30 日
エネルギー政策の選択肢分科会	21 世紀を見通した日本のエネルギー政策に関する事	若干名の会員又は連携会員	平成 23 年 9 月 30 日

	項について		
--	-------	--	--

(庶務)

第6 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年4月5日日本学術会議第119回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年4月8日日本学術会議第120回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。